自治体等職員臨場に関する要領

1. 目的

本要領は、自治体等の人材育成支援(検査職員)の一環として、中部地方整備局管内の工事検査に自治体等職員の臨場を可能とし、検査技術を習得して貰うことを目的とする。

2. 臨場方法

- 1) 工事検査に臨場を希望する自治体等職員は、毎月20日頃までに中部地方整備局公式ホームページに掲載される「臨場対象工事検査予定」の工事件名、検査種別(完成・既済・中間など)、検査予定日、主な工事、工事規模、担当事務所を確認して、担当事務所へ直接申し込む。
- 2) 申し込み方法は、検査予定日の5日前(5日前が土、日祝日にあたる場合は、その前日)までに自治体名、臨場人数(1団体2名まで)、代表者名、連絡先を担当事務所へ連絡する。
- 3) 希望者多数の場合は受付順とし、臨場の可否及び、臨場可能な場合は検査会場、 検査開始時間などを担当事務所より臨場希望者へ連絡する。

3. 留意事項

- 1)本臨場は人材育成支援のための現場研修という性格から、臨場者はその場のやりとりについて守秘義務を負うものとする。
- 2) 臨場者はその場のやりとりについて生じた疑問等について、原則、質問できない。 ただし、時間的余裕があって、監督職員、受注者等が了承すれば、この限りでは ない。また、質問等は「4. その他」のアンケートも活用できる。
- 3) 臨場時間は、概ね9:00から17:00までとし、途中からの臨場は認めない。 ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能とする。
- 4) 検査会場までの移動手段は、臨場者側で確保する。
- 5) 服装(ヘルメット、靴、雨具等含む) は、工事現場内を歩くことができる服装と し、臨場者側で用意する。
- 6) 昼食は、臨場者側で各自持参する。

4. その他

臨場者は、所属団体、名前、職名、検査経験等を明らかにし、検査会場での疑義及び本臨場についてのアンケートを検査臨場の5日以内を目処に回答をお願いします。

職員臨場に関するアンケー

○アンケート

https://forms.office.com/r/2Ceb4uN5sY